

エコフィード製造機械等整備緊急対策事業実施要綱

令和2年3月30日付け元農畜機第8063号

平成30年8月に中国で発生が確認されて以降アジア全域に急速に感染拡大しているASFや、日本国内でも発生が継続しているCSFについては、海外ではこれらの病原体に汚染された肉類を介して本病が伝播する事例が確認されており、食品残さを利用した飼料（以下「エコフィード」という。）の安全確保が急務の課題となっている。

令和元年9月には隣国韓国においてもASFが発生し、我が国への本病の侵入リスクが極めて高い状況にあること等を踏まえ、エコフィードの加熱処理基準をOIEが定める国際基準に整合したもの（攪拌しながら摂氏90度以上60分間以上又はこれと同等以上の効果を有する加熱処理をいう。以下「新基準」という。）とする検討を進めており、エコフィード製造業者（エコフィードを自ら製造する養豚事業者を含む。以下同じ。）において速やかに新基準を確実に遵守できる体制を整備することが必要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、エコフィード製造業者が、新基準等の法令遵守に加え、より確実に飼養衛生管理水準を向上させるための計画を作成し、計画に沿ってエコフィードの製造を行うため、新基準に整合した加熱処理を行うためのエコフィード製造機械等を導入する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、養豚生産におけるASF及びCSFの発生予防と畜産の安定的発展に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜

機第5376号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は次のいずれかに該当するものとする。
ただし、(6)、(7)及び(8)の者については農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農事組合法人
- (4) 中小企業等協同組合
- (5) 一般社団法人又は一般財団法人
- (6) (1)又は(2)が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの。
- (7) 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社
- (8) 畜産業を営む個人が構成員となっている団体

第2 事業の内容

事業実施主体は、新基準を満たすエコフィードの製造を行うため、飼養衛生管理水準を向上させるために作成する計画(以下「飼養衛生管理等の向上計画」という。)に基づき行う、エコフィード製造機械等の整備を行うものとする。

第3 事業の要件

1 飼養衛生管理等の向上計画

- (1) 事業実施主体は、次に定める内容を記載した飼養衛生管理等の向上計画を作成し、都道府県等の確認を受けるものとする。
 - ア 見直し後の飼養衛生管理基準に照らし、次に定める事項の向上時期に関する計画

- (ア) 家畜防疫に関する基本的事項に係る計画
- (イ) 衛生管理区域への病原体の侵入防止に係る計画
- (ウ) 衛生管理区域の衛生状態の確保に係る計画
- (エ) 衛生管理区域からの病原体の散逸予防に係る計画

イ エコフィールドの処理工程について、新基準に合致させるための機械等の導入計画及び製造記録、加熱記録、原料排出元リスト、譲り渡し記録等の作成、確認及びその保管に係る計画

- (2) 事業実施主体は、都道府県等が行う計画の達成状況の確認を事業の実施期間中に受けるものとする。

2 補助対象機械等の取扱い

- (1) 第2の事業により導入する機械及び器具（以下「補助対象機械等」という。）は、次のとおり取り扱うこととする。

ア 事業実施主体として補助金の収支や資産管理等の会計処理を行う。

イ 事業実施主体として取得前に管理・利用規程を設ける。

- (2) 事業実施主体は、第7の1により交付決定を受けた後、管理・利用規程を速やかに独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (3) 事業実施主体は、補助を受けた取組内容の金額が分かる領収書等の写しを第7の5でいう実績報告書に添付するものとする。

3 留意事項

この事業の実施に当たり、以下の点に留意するものとする。

- (1) 選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、実態に即したものを選定するものとする。

- (2) 補助対象機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

- (3) 補助対象機械等の性質に応じて、メーカー等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理に努めるものとする。

- (4) 補助対象機械等の性質に応じて、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償等）の加入に努めるものとする。

(5) 補助対象機械等は、一般に市販されている製品を用いるものとし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としない。

(6) 補助対象機械等は、原則として新品とする。ただし、事業実施主体が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械等は、その導入時において、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。

4 事業名等の表示

補助対象機械等には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名等を表示するものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

事業に参加する養豚事業者（養豚業を営む事業実施主体を含む。以下同じ。）は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。ただし、事業に参加する養豚事業者がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、当該環境と調和のとれた農業生産活動が行われているとみなすものとする。

第4 補助対象経費等

この事業の補助対象経費、補助対象機械等及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象となるエコフィールド製造機械等は、新基準を満たすエコフィールドを製造するために、真に必要な機械等に限るものとする。

第5 事業の実施

1 事業実施計画

(1) 事業実施計画の作成

ア 事業実施主体は、第2の事業の実施に当たっては、飼養衛生管理等の向上計画に基づき別紙様式第1号のエコフィールド製造

機械等整備緊急対策事業実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画について、都道府県知事に協議するものとする。

イ 都道府県知事は、アの協議を受けた場合には速やかに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長に意見を求めるものとする。

(2) 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業実施計画が承認された後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施計画変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合には、(1)の規定を準用する。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の増又は30パーセントを超える減

エ 設置場所の変更

2 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度及び令和2年度とする。

3 事業の推進指導等

(1) 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

(2) 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第3号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第4号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業補助金変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

3 事業遂行状況等の報告

(1) 事業遂行状況の報告

事業実施主体は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付決定があった年度の12月31日（以下「遂行状況報告対象日」という。）現在において、別紙様式第5号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに理事長に提出するものとする。ただし、4の規定による別紙様式第6号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）をもってこれに代えることができるものとする。

- (2) 遂行状況対象報告日までに事業が完了するとき又は遂行状況報告対象日以降のときは、(1)の定めにかかわらず、事業実施主体は、5の規定による別紙様式第7号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出をもって事業遂行状況の報告に代えることができるものとする。

(3) 事業不完了等の報告

事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けるものとする。

4 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められた場合は、出来高に応じて、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

5 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに実績報告書を作成し、理事長及び都道府県知事に報告するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となる場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

6 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 事業実施主体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 事業実施主体は、(1)のただし書により申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、こ

れを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 事業実施主体は、(1) のただし書により申請をした場合において、5に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第8号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額((2)の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 機械等の管理

事業実施主体は、機械管理台帳を備えるとともに、エコフィールド製造記録、加熱記録、原料受け入れ記録等に記載する帳簿を備え、この事業によって整備された機械等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

第9 運用状況の報告

事業実施主体は、補助対象機械等(取得価格又は効用の増加価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)が50万円未満の機械及び器具を除く。)に係る運用状況の報告書を、導入が完了した年度の翌年度から起算して5年間、別紙様式第9号のエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業運営状況報告書を作成し、毎年6月30日までに理事長に提出するものとする。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備

して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に定める処分制限期間をいう。)を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則 (令和2年3月30日付け元農畜機第8063号)

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

別表

補助対象経費	補助対象機械等	補助率
エコフィード製造機械等整備 に要する経費 1 設計費 2 機械器具費 3 据付費 4 特殊改造費（改造に必要な 機械及び部品の購入費を含 む。） 5 工事雑費	次の（１）から（９）までのい ずれかであること。 （１）飼料粉碎器 （２）攪拌機 （３）タンク （４）蒸気ボイラー （５）蒸気吹き込みユニット （６）熱交換器 （７）制御盤、温度センサー等製造 管理に必要な機器 （８）冷却装置 （９）その他加熱に真に必要な機 械等	1／2以内 〃 〃 〃 〃 〃

別紙様式第1号

令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおりエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業を実施したいので、エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第5の1の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
エコフィード製造機械等整備				
合計				

3 添付書類

- (1) エコフィード製造機械等整備緊急対策事業実施計画書（別紙1）
- (2) 飼養衛生管理等の向上計画
- (3) 実施要綱第5の1の（1）のアの都道府県知事との協議に基づく同意書及び同一に基づく農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の意見書
- (4) 定款
- (5) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙1

令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成・比率	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項
		(%)				

注 事業実施主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

3 事業の概要

機械等設置場所	機械導入予定年月日	機械稼働予定年月日	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
				機構補助金	その他	
合 計						

注1 機械等設置場所ごとに別紙2を添付するほか、必要に応じて別紙を用いるなどして、詳細かつ具体的に記述すること。

2 機械等設置場所は、機械等の設置場所を特定できるよう、所在地（都道府県から番地まで）を漏れなく記載すること。

別紙様式第1号の別紙2

1 事業の概要

事業実施主体	
機械等設置場所	

注 機械等設置場所は、機械等の設置場所を特定できるよう、所在地（都道府県から番地まで）を漏れなく記載すること。

2 事業の内容及び経費

設置等しようとする施設等の内容					耐用 年数	事業費	資金調達計画		導入及び 稼働予定 年月日	備考
補助 区分	種類	内容	台数	構造 (能力)			機構補助 金	その他		
補助 対象			(台)	(機械ごとに詳 しく)						
	計①									
	消費税額②									
	小計③									

補助対象外										
	計④									
	消費税額⑤									
	小計⑥									
	総事業費 (①+④)									
	消費税額 (②+⑤)									
	合計 (③+⑥)									

注1 種類欄は、実施要綱別表に定める補助対象機械の種類を明らかにすること。

2 あらかじめ中古品を希望することが確実な場合は、備考欄に「中古品」と記載するとともに、経過年数及び残存期間（法定耐用年数－経過年数）を記載すること。なお、補助対象は残存期間が2年以上あるものに限るものとする。

別紙様式第2号

令和 年度エコフイード製造機械等整備緊急対策事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった実施計画について、下記の事由により変更したいので承認されたく、エコフイード製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第5の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第1号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度エコフイード製造機械等整備緊急対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、下記のとおりエコフイード製造機械等整備緊急対策事業を実施したいので、エコフイード製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第7の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度エコフイード製造機械等整備緊急対策事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
エコフイード 製造機械等整 備				
合 計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

エコフイード製造機械等整備緊急対策事業実施計画書

別紙様式第4号

令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業の実施について、下記の事由により内容を変更したいので承認されたく、エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第7の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 添付書類

(注) 別紙様式第3号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度エコフィード製造機械等整備緊急対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったエコフィード製造機械等整備緊急対策事業の実施について、エコフィード製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

機械等設置 場所	交付決定額等		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			事業完了 予定年月 日
	事業費 (A)	交付決 定額	事業費見 込額又は 契約額 (B)	見込比較 (B/A× 100)	契約 日	
	円	円	円	%		
計						

注 機械等設置場所ごとに記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつたエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第7の4の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(年 月 日現在)

区分	交付決定額		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			概算払受領額 ④	今回概算払請求 額 ⑤	令和 年 月 日まで予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金	事業費出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

2 振込先金融機関名等

金融機関名等

銀行

支店

預金種類

普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第7号

令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあったエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第7の5の規定に基づき実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実績書」のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

- 注1 1～3は別紙様式第3号に準じて作成すること。
2 3は、計画と実績が容易に比較できるように2段書し、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店

預金種類 普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

7 添付書類

(1) 機械等の配置図

(2) 施行・納入業者からの請求書の写し

(3) 機械等の写真

別紙様式第8号

令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつたエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業補助金について、エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第7の6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第9号

令和 年度エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度に実施したエコフィールド製造機械等整備緊急対策事業における令和 年度の運営状況について、エコフィールド製造機械等整備緊急対策事業実施要綱第9の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施年度

令和 年度導入（令和 年 月 日現在）

2 製造実績

機械等設置場所	エコフィールド製造実績（トン）				
	令和 年 度	令和 年 度	令和 年 度	令和 年 度	令和 年 度
計					

注 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。